

副  
本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

### 第3証拠説明書

平成30年9月5日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

被告訴訟代理人

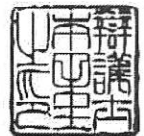
弁護士

荒井 紀 充



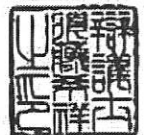
同

本 田 圭



同

須 藤 希 祥



同

小 林 菜 摘



号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨	
乙12	「最近の微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応」と題する報告書	写し	2013年 2月	微小粒子状物質 (PM2.5) に関する専門家会合	環境省が招集した大気汚染及び健康影響の専門家からなる「微小粒子状物質 (PM2.5) に関する専門家会合」が作成した報告書において、PM2.5にかかる環境基準につき、「環境基準は、環境基本法に基づく行政上の目標となる値で、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として位置付けられているものである。……PM2.5に係る短期基準を超過したことのみで、健康影響が生じると考えるべきものではない。」とされていること。
乙13	「微小粒子状物質環境基準専門委員会報告」と題する報告書 (抜粋)	写し	2009年 9月	中央環境審議会 大気環境部会 微小粒子状物質環境基準専門委員会	①中央環境審議会の大気環境部会に微小粒子状物質環境基準専門委員会が設置された経緯、及び同委員会に23名の専門家が関与し、10回の調査・審議が行われたこと、 ②微小粒子状物質環境基準専門委員会において、報告書や国内外の疫学その他の分野の科学

号証	標目 (原本・写しの別)		作成日時	作成者	立証趣旨
					<p>的知見等を踏まえ、微小粒子状物質の健康影響等に係る定性的評価のほか、微小粒子状物質の健康影響に関する定量的評価に関する検討も行われたこと、並びに</p> <p>③定量的評価の作業を踏まえて、環境基準設定に当たっての指針値について、微小粒子状物質環境基準専門委員会としての提案がなされたこと。</p>
乙14	「PM2.5連載企画 スペシャルインタ ビュー 京都大学 名誉教授 内山 巖 雄氏 『PM2.5問 題の今』を聞く～PM 2.5による健康影響 と今後の対策」と題す る記事 (特定非営利活 動法人 国際環境経 済研究所ウェブサイ トに掲載)	写し	2014年 2月13日	松本真由美	<p>①内山巖雄教授が、2014年に 行われたインタビューにおい て、「PM2.5の環境基準を 満たすことは、実際に大変なこ とです。」「日本は現在<math>15\mu\text{g}/\text{m}^3</math> で3割しか達成していま せんので、基準を<math>10\mu\text{g}/\text{m}^3</math> にしたら、達成するのはかなり 困難になります。<math>10\mu\text{g}/\text{m}^3</math> 以下の基準を達成するには、よ ほど山間部のきれいなところ でなければ無理ですから。日本 ではまだ循環器疾患の健康影</p>

号証	標目 (原本・写しの別)		作成日時	作成者	立証趣旨
					響との関連性をはっきりしない中で、今後対策をどうするかという問題があります。」と指摘していること、及び ②内山巖雄教授が、「物が燃えれば、いろいろなPM2.5は発生します。例えば、家でもフライパンで食物を焼いたり炒めたりすれば、蒸気や煙にはPM2.5が入っています。それからガスの炎からも少し出しています。」と説明していること。
乙15	微小粒子状物質 (PM2.5) に関するよくある質問 (Q&A)	写し	2013年 3月	環境省	PM2.5の発生源として、仙台PSやその他の各種工場のような固定発生源の他に、船舶や自動車のような移動発生源もあること。
乙16 の1	大気質調査結果	写し	2018年 8月	被告	被告の測定によるいずれの物質の測定値についても、仙台PS稼働開始の前後で有意な変化が見られないこと。
乙16 の2	大気質 重金属類調査結果	写し	2018年 8月	被告	被告が、仙台PSのばい煙処理設備出口における水銀の測定を実施していること、及び、その
乙17	水銀濃度測定記録	写し	2018年 8月	被告	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
				測定結果。

以上